

情個審 第 25 号

平成31年3月22日

茨城県公安委員会 御中

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

保有個人情報部分開示決定に対する審査請求について（答申）

平成30年5月23日付け茨城県公安委員会発第158号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「死体（変死体）発見報告等」部分開示決定に係る審査請求事案

（個人情報諮問第94号）

（個人情報答申第88号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った別表の「不開示部分」欄に掲げる部分を不開示とする部分開示決定のうち、同表の「開示相当部分」欄に掲げる部分以外の部分（平成〇〇年〇月〇〇日付け捜査メモにあっては、「1 聴取日時」の部分を除く。）を不開示としたことについては、妥当であるが、同欄に掲げる部分を不開示としたことについては、これを取り消し、開示すべきである。

なお、平成〇〇年〇月〇〇日付け捜査メモの「1 聴取日時」の部分についての開示・不開示の妥当性については、判断しない。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

平成29年6月18日、審査請求人は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、茨城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、近親者固有の慰謝料請求権を行使することを理由として、次に掲げる保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

平成〇〇年〇月〇〇日茨城県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇死亡した〇〇〇〇の遺体及び着衣を見分した調書、死亡した現場を見分した調書と死因を自殺と認定した報告書等

2 実施機関の決定及び通知

平成29年8月1日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報として、〇〇〇〇に関する死体（変死体）発見報告、写真撮影報告書並びに平成〇〇年〇月〇〇日付け捜査メモ及び平成〇〇年〇月〇日付け捜査メモ（以下「捜査メモ」と総称する。）に記載された保有個人情報を特定し、別表の「不開示部分」欄に掲げる部分について、同表の「不開示理由」欄に掲げる理由により不開示とする保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け茨城県警察本部（県セ）指令第183号（以下「本件通知書」という。）により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年11月1日、審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、茨城県公安委員会（以下「審査庁」という。）に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、不開示部分を全部開示する旨の裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 死体（変死体）発見報告の条例第14条第5号該当性について

ア 「総合判断」欄及び「検視メモ」の記載はともかく、「発見・届出状況」欄、「発見時の死体状況及び周囲の状況」欄、「見取図1」、「見取図2」及び「人体図」については、死体発見状況や死体の状況に関する客観的記録にとどまるものであり、犯罪捜査等に係る具体的手法、技術、着眼点などが記載されたものとはいえず、開示されたとしても捜査活動に支障を及ぼすおそれもない。

イ 項目が「発見・届出状況」及び「発見時の死体状況及び周囲の状況」となっている以上、客観的な状況が中心に記載されているはずであり、仮に犯罪性の有無を判断する観点に記載されているとしても、少量にとどまり、かつ、当該部分を容易に区別して開示・不開示の判断をすることができるものである。

ウ 審査請求人は、死体（変死体）発見報告に記載された不開示部分やその他の捜査結果等を見ることができないのであるから、なおさら、「発見・届出状況」欄や、「発見時の死体状況及び周囲の状況」欄だけを開示しても、犯罪性の有無を判断する基準等は分からず、犯罪行為者、犯罪企図者等に対しても有意な情報を与えることにはならない。

エ 「見取図1」、「見取図2」及び「人体図」は、実施機関自身も、これらの書面が死体発見現場の状況や死体の状況を記載した図面であることを認めていることから、客観的な状況の記載が中心であることは明らかであり、仮に犯罪性の有無を判断する要素の記載が含まれているとしても、少量にとどまり、かつ、当該部分を容易に区別して開示・不開示の判断をすることができるものである。

オ 以上により、不開示とされた部分は、条例第14条第5号に該当しない。

(2) 写真撮影報告書の条例第14条第5号該当性について

ア 写真自体は、客観的な状況をそのまま機械的に記録するものにすぎないため、少なくとも写真撮影報告書の写真部分は、犯罪捜査等に係る具体的手法、技術、着眼点などが記載されたものとはいえず、開示されたとしても捜査活動に支障を及ぼすおそれもない。

- イ 写真撮影報告書の写真の中には、事件の状況を説明するために一般的又は客観的な状況そのものを写したものもあり、全ての写真が犯罪性の有無を判断する上での着眼点に基づくものではない。
- ウ 写真撮影報告書においては、通常1枚1枚の写真が、それぞれ異なる状況や対象を保存するものとして意味を持つものであり、審査請求人は、その他の捜査結果等を見ることができないのであるから、なおさら、写真だけを開示しても、犯罪性の有無を判断する基準等は分からないものであり、犯罪行為者、犯罪企図者等に対しても有意な情報を与えることにはならない。
- エ 写真の説明欄は、例えば、「〇〇という点から、本件事件に犯罪性はなく、自殺と認めた。」などという総合判断の経過や理由に関する直接的な記載の部分を不開示にすれば十分であり、全ての写真部分及び個別の写真の説明欄を不開示にすることには理由がない。
- オ 以上により、不開示とされた部分は、条例第14条第5号に該当しない。

(3) 捜査メモ

ア 条例第14条第4号該当性について

(ア) 条例第14条第4号イは、法人等に関する情報であり、実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等における通例として開示しないとされているものについて、例外的に不開示を認めている。

そして、法人等における通例として開示しないとされているものとは、当該法人等が公開していない取扱いをしているかどうかではなく、当該法人等が属する業界における通常の見取扱いを基準に判断されるものである。

(イ) 実施機関は、本件実施機関の要請について、捜査的側面を伴うものであり、通常行政機関の要請とは区別されなければならないとしているが、通常行政機関の要請（いわゆる行政指導）にも一定の事実上の強制力があるため、本件実施機関の要請が、事件性を判断するための捜査的側面を伴うものであったとしても、両者を区別する理由はなく、また、両者がどのように区別されるべきなのかも不明である。

本件処分では、法人等や実施機関の要請の内容について明らかにされていないため、不開示理由の要件該当性を判断することが不可能である上、通常、捜査以外では得られない情報が必ずしも開示しないと条件で任意に提供されたものであるとは限らないのであって、不開示理由に該当しない。

(ウ) 以上により、不開示とされた部分は、条例第14条第4号イに該当

しない。

イ 不開示理由の付記について

(ア) 全ての不開示部分について、公共の安全等情報、開示請求者以外の個人に関する情報及び法人等情報という不開示理由に重畳して該当するはずがなく、各条文の不開示理由ごとに、該当する部分と該当しない部分を区別し、どの部分が条例第14条第3号から第5号までのいずれの理由によって不開示とされたものか対応関係を明らかにした上で、不開示理由に該当する情報以外を開示すべきである。

(イ) 行政文書の不開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例所定の不開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは、理由付記として十分ではない。

すなわち、事案に則して、不開示理由に該当することについて、「こういうことが書いてある」ので「条文のこの部分に当たる」ということを具体的に記載する必要がある。複数の不開示部分があつて、複数の不開示理由に該当する場合には、それぞれの対応関係が分かるように記載する必要がある。

本件処分では、このような対応関係が全く示されておらず、理由付記の要請が全く満たされていないため、茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号）第8条第1項本文に違反する。

(ウ) 実施機関が本件通知書で記載しているのは、「開示請求者以外の個人に関する情報」という条例第14条第3号の条文の前半部分にすぎず、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」という後半部分について、該当性が説明されていない。

以上により、条例第14条第3号に該当する理由の付記は、茨城県行政手続条例第8条第1項本文に違反するものであるから、違法である。

(エ) 本件通知書で、実施機関は、自らの要請の内容を明らかにせず、要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供されたものという要件該当性を全く説明していない。

また、当該要請の相手方である法人等が何者であるかについても、一切明らかにしておらず、当然のことながら、当該法人等が属する業界がどのような業界であるか、その業界において通常どのような取扱いがなされているかについて、全く不明である。

さらに、実施機関は、不開示理由として「法人等が通例として開示しないことを前提に提供した情報が含まれているため。」として、条

文の一部を述べるにとどまっている。

以上により、条例第14条第4号イに該当する理由の付記は、茨城県行政手続条例第8条第1項本文に違反するものであるから、違法である。

(4) 死体（変死体）発見報告、写真撮影報告書及び捜査メモに共通する主張
ア 条例第14条第5号該当性について

(ア) 審査請求人は、〇〇〇〇〇の父であり、仮に死体（変死体）発見報告等が開示された場合に、当該文書を正当な理由もなく第三者に閲覧させることは有り得ず、開示文書が公になることは考え難い。

(イ) 審査請求人自らが再捜査を依頼しているという事実経過によっても明らかなおおりに、審査請求人自身が犯罪行為者又は犯罪企図者に当たるものでもない。

(ウ) 審査請求人に死体（変死体）発見報告等が開示されたとしても、犯罪行為者、犯罪企図者等に有意な情報を与え、偽装工作や証拠隠滅などを容易ならしめるなど、捜査活動に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないことは明らかである。

(エ) 以上により、不開示とされた部分は、条例第14条第5号に該当しない。

イ 条例第14条第5号の解釈について

(ア) 条例第14条第5号と同趣旨及び同様の内容である行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条第4号について、東京高等裁判所平成26年7月25日判決は、「不開示情報を定める同条3号及び4号が行政機関の長が上記各おそれがあると認めることにつき『相当の理由がある』という要件を付加した趣旨は、・・・行政庁に広範な裁量をゆだねる趣旨ではなく、・・・法規の目的に従って所定の権限を適法に行使すべきものとしての限定を付する趣旨であると解するのが相当である。」及び「したがって、行政機関の長は、情報公開法5条3号、4号所定の不開示情報にあたりと判断して不開示処分をした場合において、当該不開示処分の取消訴訟が提起されたときは、当該判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を示すことを要するものと解するのが相当である。」としている。

(イ) また、上記東京高等裁判所平成26年7月25日判決においては、外務大臣の法定不開示情報に関する判断について、「我が国を取り巻く国際情勢、我が国と当該他国又は国際機関との従前及び現在の関係、これらをめぐる歴史的経緯及び事象、我が国の外交方針、我が国と当

該他国又は国際機関との今後の交渉及び将来の関係の展望等に関する事実を総合的に踏まえて、・・・合理的に判断する。」としているのであるから、当然のことながら、専門的技術的判断が前提となっている。

そして、専門的技術的判断であることを前提としてもなお、開示義務の例外として不開示情報が記録されている場合を定める構造を採っているのもあって、情報公開法の上記の趣旨目的及び規定の構造に鑑みて、相当の理由があるという要件を付加した趣旨について、「法規の目的に従って所定の権限を適法に行使すべきものとしての限定を付する趣旨であると解するのが相当である。」とした上で、「当該判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を示すことを要する」と判示している。

(ウ) 以上により、実施機関が情報公開法第5条第4号と同内容の規定である条例第14条第5号に該当するとして不開示決定をするに当たっては、当該判断の公正妥当を担保するに足りる具体的な根拠が必要であり、実施機関が説明することが必要である。

ウ 条例第14条第5号に該当する理由の付記について

(ア) 不開示部分がどのような意味で犯罪捜査等に係る具体的手法、技術、着眼点などを記載したものであるのか、審査請求人に開示された場合にどのような範囲で公になる蓋然性があるのか、犯罪行為者、犯罪企図者等として想定される人物がどの程度いるのか、同人らにとって、どの程度に有意な情報を与えることになるのか、どのような手段によって偽装工作や証拠隠滅などを容易ならしめるのか、そのような手段が可能なのかなど、具体的な主張は、実施機関から一切なされていない。

(イ) 実施機関が条例第14条第5号に該当するとして不開示決定をするに当たっては、当該判断の公正妥当を担保する具体的な根拠が必要であり、これを実施機関において説明することが必要であるところ、実施機関は個別具体的な説明を拒絶しており、その違法性は明らかである。

(5) まとめ

実施機関は、不開示理由該当性及び不開示理由について、具体的な主張及び説明を一切せず、一般論に終始している。

このような対応が認められるのであれば、実施機関が理由を明らかにすることなく、「開示請求の対象である情報は、不開示理由に該当するので不開示とする。」とさえ主張すれば、全ての情報が不開示情報となってしまう、「個人の権利利益の保護を図るとともに、県行政の適正な

執行に資することを目的とする。」（条例第1条）という条例の趣旨及び「行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。」（茨城県行政手続条例第1条）という茨城県行政手続条例の趣旨を全く無視することになる。

したがって、審査庁に対し、本件処分における個別具体的な事実関係からその違法性を認めた上で、不開示部分を取り消し、開示を認めることを強く求める。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、弁明書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件文書について

(1) 死体（変死体）発見報告

死体（変死体）発見報告は、人の死について、その死因が犯罪に起因するものかどうかを判断するために実施した、死体の観察、発見現場等の観察、死者を取り巻く人的・物的環境等の確認、捜査状況等を記録した文書である。

そのため、事件性がないと判断された案件であっても、その内容には、犯罪性の有無を判断するために警察官が着目する点等が多く記載されている。

(2) 写真撮影報告書

写真撮影報告書は、犯罪性の有無を判断するために、警察官が着目する点を撮影した写真やその写真の説明が多く記載された文書である。

(3) 捜査メモ

捜査メモは、平成〇〇年〇月〇〇日付け捜査メモ及び平成〇〇年〇月〇日付け捜査メモであり、本件死体取扱事案に関連して実施された聴取等の状況及び結果を記録した文書である。

2 不開示理由の該当性について

(1) 死体（変死体）発見報告

ア 条例第14条第3号該当性について

(ア) 次の部分は、開示請求者以外の個人情報に記載された部分であり、条例第14条第3号に該当する。

a 「発見者」欄

b 「届出者」欄のうち、氏名

- c 「家庭・家族，続柄・職業，氏名・年齢」欄のうち一部
- d 「身元確認の手段・結果」欄
- e 「検案」欄の医師の氏名及び当該医師の属する専門科
- f 「死体引渡し」欄
- g 「遺族への説明」欄の一部
- h 「検視メモ」の不開示部分（書類右上余白部分，「1 死者方の家族構成」記載部分のうち4行目及び6行目から8行目までの一部，1ページ15行目の一部並びに「2 死者の病歴関係」記載部分のうち一部）

(イ) 「変死体現場臨場者」欄の氏名の一部については，警察職員の氏名を公にしているのは，警部又は同相当職以上の職員であるため，条例第14条第3号に該当する。

イ 条例第14条第5号該当性について

(ア) 「発見・届出状況」欄及び「発見時の死体状況及び周囲の状況」欄は，警察官が直接確認した客観的現場状況のみを記載するものではなく，警察官が犯罪性の有無を判断する観点に立って，発見者やそれに関係する者から聴取した情報等を総合して記載するものであり，審査請求人が主張する客観的な状況の記録にとどまるものではない。

また，当該欄単体として犯罪性判断の要素とするにとどまらず，死体（変死体）発見報告に記載された当該欄以外の部分その他の捜査結果等を勘案して犯罪性を判断するために必要となるものである。

(イ) 「総合判断」欄並びに「検視メモ」の1ページ22行目以下，2ページ及び3ページの全部については，本件に犯罪性を認めないと判断した根拠等がまとめられたものであり，犯罪捜査等に係る着眼点を集約して記載したものである。

(ウ) 「見取図1」，「見取図2」及び「人体図」は，死体発見現場の状況や死体の状況を記載した図面である。これらの図面は，審査請求人の主張する客観的な状況の記録にとどまるものではなく，犯罪捜査等に係る着眼点に基づき，犯罪性の有無を判断する要素となり得る部分を抽出して記録したものである。

(エ) 以上により，「発見・届出状況」欄，「発見時の死体状況及び周囲の状況」欄，「総合判断」欄，「検視メモ」の1ページ22行目以下，2ページ及び3ページの全部，「見取図1」，「見取図2」並びに「人体図」は，犯罪捜査等に係る着眼点などが記載されていることから，同種事案の犯罪行為者，犯罪企図者等に有意であり，審査請求人が犯罪行為者又は犯罪企図者ではないということや，審査請求人が開示情報を公にすることは考え難いといった事情にはかかわらず，犯罪の予

防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第5号に該当する。

ウ 条例第14条第7号該当性について

「警察署検視責任者」欄の警電番号は、警察組織内の連絡用として設置された警察電話の番号であって、開示することにより、特定の警察職員に対する誹謗中傷、業務妨害等を目的とする架電により、通常業務における必要な連絡又は突発的な事案への対応等に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第7号に該当する。

(2) 写真撮影報告書

ア 条例第14条第3号該当性について

(ア) 書類作成者の氏名については、氏名を公にしている警察職員は、警部又は同相当職以上の職員であるため、条例第14条第3号に該当する。

(イ) 「6 立会い医師」の氏名は、開示請求者以外の個人情報に記載された部分であり、条例第14条第3号に該当する。

イ 条例第14条第5号該当性について

写真部分は、客観的な状況を記録したものである一方で、犯罪性の有無を判断する上での着眼点に基づいて撮影されたものである。

また、写真に写された内容は、1枚1枚の写真単体で犯罪性判断の要素とするだけでなく、例えば、死体とその発見状況や供述等の中に矛盾する点はないかなど、撮影された状況とその他の捜査等とが相まって犯罪性が判断されるものであるため、1枚1枚の写真を捉えて、単に、客観的な状況をそのまま機械的に記録したものではない。

さらに、写真の説明欄については、上記で着目した点などを記載した欄であることから、犯罪捜査等に係る着眼点などが記載されたものといえる。

そのため、上記各部分は、同種事案の犯罪行為者、犯罪企図者等に有意であり、偽装工作や証拠隠滅などを容易ならしめるなど、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、審査請求人が犯罪行為者又は犯罪企図者ではないということや、審査請求人が開示情報を公にすることは考え難いといった事情にはかかわらず、条例第14条第5号に該当する。

(3) 捜査メモの条例第14条第3号、第4号及び第5号該当性について

ア 捜査メモには、死者の生前の状況を把握している関係者からの供述が記載されており、当該供述は、それら供述者の個人情報であり、条例第14条第3号に該当する。

イ 本件実施機関の要請は、事件性を判断するための捜査的側面を伴う要

請であり、通常の行政機関の要請とは区別されなければならない。

また、捜査に協力があった法人等から得られた通常捜査以外では得られない情報であるため、開示しないとの条件で任意に提供されたものであるから、条例第14条第4号に該当する。

ウ 捜査メモには、いずれも開示請求者以外の個人に関する情報、法人情報等が、一部では重畳して不可分的に存在し、また、それらの情報は、犯罪捜査等に係る具体的手法、技術、着眼点などに基づいて実施された聴取等により得られたものであるから、記載された内容の全体として、条例第14条第3号から第5号までに該当する。

3 不開示理由の付記について

(1) 死体（変死体）発見報告及び写真撮影報告書に共通する条例第14条第5号に該当する理由の付記について

実施機関の死体取扱いにおいて、犯罪に起因するかどうかを判断するために必要な捜査内容、当該判断に当たって必要となる情報を記載した文書や写真には、捜査上の着眼点あるいは判断する際の着眼点が自ずと具体的に現れるものである。

本件処分で不開示とした部分は、死亡の事件性に関する個々具体的な捜査内容、判断過程、結果等に関するものであり、そもそも具体的な手法等が撮影・記録されているものであるため、弁明書においてそれらを説明することはできない。

(2) 捜査メモの条例第14条第5号に該当する理由の付記について

実施機関の本件要請の相手方が何者であるかや、本件要請の内容について具体的に説明することは、本件のような事案において実施機関がどのような着眼点をもって捜査を行うかということをも明らかにすることになるため、弁明書においてそれらを説明することはできない。

(3) 条例第14条第5号の解釈について

ア 犯罪の予防、鎮圧、捜査等に支障を及ぼすおそれの有無についての判断は、その性質上、犯罪や捜査等に関する将来の予測を含む専門的技術的判断を要するという特殊性があることから、実施機関の第一次的判断権が尊重されるのであり、裁量権の範囲を超え、又はその濫用があったと認められる場合に限り、違法とするべきである。

イ 本件については、犯罪性のない自殺事案と判断されている案件であるものの、その判断に至る経過は、死体の状況、現場の状況、その他死者を取り巻く環境の捜査等、様々な捜査上の手法、着眼点などに基づき判断されたものである。

ウ 犯罪死体であるか否かを判断するために着眼する死体の個別の部位と

具体的観察方法を明らかにすれば、今後、犯罪企図者等によって、非犯罪死体を装う証拠隠滅工作、対抗措置、防御措置等に利用されるおそれがあり、今後の犯罪捜査等の支障となることは明らかであるから、本件処分については、裁量権の範囲を超え、又はその濫用であるとはいえない。

エ 事実について具体的に主張立証することは、犯罪に起因するかどうかの判断の過程や着眼点などが明らかになることになり、犯罪企図者等の証拠隠滅工作、対抗・防御措置等に利用されるおそれがあり、これらが犯罪の予防、鎮圧、捜査等に支障を及ぼすおそれがある。

4 結論

実施機関は、以上のことを踏まえ、本件処分を行ったものであるから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分に係る保有個人情報について

本件処分に係る保有個人情報は、死体（変死体）発見報告、写真撮影報告書及び捜査メモの各行政文書に記載された保有個人情報であると認められる。

実施機関は、これらの各行政文書に記載された保有個人情報について、条例第14条第3号及び第5号に該当するものを、死体（変死体）発見報告の一部、写真撮影報告書の一部及び捜査メモの一部としている。

また、条例第14条第4号に該当するものを捜査メモの一部とし、条例第14条第7号に該当するものを死体（変死体）発見報告の一部としている。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第14条第3号該当性について

同号は、開示請求者以外の個人の権利利益の保護を図る観点から、保有個人情報に含まれる開示請求者以外の個人に関する情報を不開示とするものと定めている。

また、同号ただし書は、「ア 法令・・・の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、

当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ア 死体（変死体）発見報告

（ア）「発見者」欄

当審査会で見分したところ、「発見者」欄には、開示請求者以外の死者を発見した者に関する情報（以下「発見者識別情報」という。）が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

次に、条例第14条第3号ただし書該当性について検討すると、発見者識別情報は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められない。

よって、発見者識別情報は、条例第14条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

（イ）「届出者」欄のうち、氏名

「届出者」欄のうち、氏名は、実施機関に通報した特定市消防本部の職員の氏名であることから、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することは明らかである。

しかし、当審査会事務局職員をして同消防本部に確認させたところ、同消防本部では、所属する職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にしているとのことであった。

よって、「届出者」欄のうち、氏名は、慣行として開示請求者が知ることができる情報であり、条例第14条第3号ただし書アに該当すると判断する。

（ウ）「家庭・家族，続柄・職業，氏名・年齢」欄のうち一部並びに「検視メモ」の「1 死者方の家族構成」記載部分のうち4行目及び6行目から8行目までの一部

実施機関は、「家庭・家族，続柄・職業，氏名・年齢」欄並びに「検視メモ」の「1 死者方の家族構成」記載部分のうち4行目から9行目までにおいて、死者の家族の続柄，氏名及び年齢を開示していることから、実施機関が開示とした「家庭・家族，続柄・職業，氏名・年齢」欄のうち一部並びに「検視メモ」の「1 死者方の家族構成」記載部分のうち4行目及び6行目から8行目までの一部の情報（以下「死

者方家族情報」という。)は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当することは明らかである。

そして、当審査会で見分したところ、死者方家族情報には、死者の家族の状況、妻の職種を含む勤務先、子の学年等が記載されていることが認められる。

開示請求者が死者の父であることからすれば、社会通念上、自身の子の妻の勤務先の詳細までは知らなくとも、通常は、その職種及び自身の孫である死者の子の学年等については、知っている情報であるものと認められる。

よって、死者方家族情報のうち、死者の妻の職種、子の学年等は、慣行として開示請求者が知ることができる情報であり、条例第14条第3号ただし書アに該当すると判断する。

(エ) 「身元確認の手段・結果」欄

当審査会で見分したところ、「身元確認の手段・結果」欄には、開示請求者以外の死者の身元確認を行った者に関する情報(以下「身元確認者識別情報」という。)が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

次に、条例第14条第3号ただし書該当性について検討すると、身元確認者識別情報は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められない。

よって、身元確認者識別情報は、条例第14条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

(オ) 「検案」欄の医師の氏名及び当該医師が属する専門科

「検案」欄の医師の氏名及び当該医師が属する専門科は、死体の検案を行った特定の病院の医師の氏名及び当該医師が属する専門科であることから、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することは明らかである。

次に、条例第14条第3号ただし書該当性について検討すると、「検案」欄の医師の氏名及び当該医師が属する専門科は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められない。

よって、「検案」欄の医師の氏名及び当該医師が属する専門科は、条例第14条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない

と判断する。

(カ) 「死体引渡し」欄

当審査会で見分したところ、「死体引渡し」欄には、開示請求者以外の死体の引渡しを受けた者の氏名、死者との関係及び死体引渡しの時刻に関する情報（以下「死体引渡者識別情報」という。）が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

次に、条例第14条第3号ただし書該当性について検討すると、死体引渡者識別情報は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められない。

しかし、死体引渡者識別情報のうち、死体引渡しの時刻に関する情報については、死体の引渡しを受けた者の氏名及び死者との関係に関する情報の記述を除けば、これを開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないものと認められ、条例第15条第2項の規定に基づき、部分開示できるものと判断する。

よって、死体引渡者識別情報のうち、死体の引渡しを受けた者の氏名及び死者との関係に関する情報は、条例第14条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

(キ) 「遺族への説明」欄の一部

当審査会で見分したところ、「遺族への説明」欄の一部には、開示請求者以外の実施機関から説明を受けた遺族の氏名、続柄及び説明時の状況（以下「被説明者識別情報」という。）が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

次に、条例第14条第3号ただし書該当性について検討すると、被説明者識別情報は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められない。

よって、被説明者識別情報は、条例第14条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

(ク) 「検視メモ」の書類右上余白部分

当審査会で見分したところ、「検視メモ」の書類右上余白部分には、実施機関がメモした開示請求者以外の特定の個人の氏名及び連絡先に関する情報（以下「実施機関メモ情報」という。）が記載されており、

開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

次に、条例第14条第3号ただし書該当性について検討すると、実施機関メモ情報は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められない。

よって、実施機関メモ情報は、条例第14条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

(ケ) 「検視メモ」の1ページ15行目の一部

当審査会で見分したところ、「検視メモ」の1ページ15行目の一部には、死者方の家族に関する特定の個人の居所に関する情報（以下「死者方家族関係者識別情報」という。）が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

次に、条例第14条第3号ただし書該当性について検討すると、死者方家族関係者識別情報は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められない。

よって、死者方家族関係者識別情報は、条例第14条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

(コ) 「検視メモ」の「2 死者の病歴関係」記載部分のうち一部

当審査会で見分したところ、「検視メモ」の「2 死者の病歴関係」記載部分のうち一部には、死者の病歴について、開示請求者以外の死者の関係者から聴き取った情報（以下「病歴聴取者識別情報」という。）が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

次に、条例第14条第3号ただし書該当性について検討すると、病歴聴取者識別情報は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められない。

よって、病歴聴取者識別情報は、条例第14条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

(サ) 「変死体現場臨場者」欄の氏名の一部

「変死体現場臨場者」欄の氏名の一部に記載された情報は、変死体現場に臨場した実施機関の職員の氏名であり、実施機関は、警察職員

の氏名を公にしているのは、警部又は同相当職以上の職員であり、条例第14条第3号に該当するとしている。

その点について検討すると、同号は、公務員の職務遂行に係る情報については、個人に関する情報であることを前提としつつ、例外的に、同号ただし書で当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示することとし、また、氏名についても、ただし書アの慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報である場合には、これを開示する趣旨であると解される。

実施機関の説明によると、従前から、警察職員の氏名については、警察業務の特殊性から、責任者として公表する必要性が高い警部（同相当職）以上の職員の氏名については公表しているが、警部補（同相当職）以下の職員については公表する慣行はないということであり、この説明を否定すべき事情も認められないことから、同号ただし書アに該当する情報であるとは認められない。

よって、「変死体現場臨場者」欄の氏名の一部は、条例第14条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

イ 写真撮影報告書

(ア) 書類作成者の氏名

実施機関は、書類作成者の氏名について、氏名を公にしている警察職員は、警部又は同相当職以上の職員であり、条例第14条第3号に該当するとしている。

実施機関における職員の氏名の公表については、上記アの(サ)のとおりであり、同号ただし書アに該当する情報であるとは認められない。

よって、書類作成者の氏名は、条例第14条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

(イ) 「6 立合い医師」の氏名

「6 立合い医師」の氏名は、死体の写真撮影に立ち会った特定の病院の医師の氏名であることから、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することは明らかである。

次に、条例第14条第3号ただし書該当性について検討すると、「6 立合い医師」の氏名は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められない。

よって、「6 立合い医師」の氏名は、条例第14条第3号本文に

該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

(2) 条例第14条第5号該当性について

同号は、公共の安全と秩序の維持を確保する観点から、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示とするものと定めている。

ア 死体（変死体）発見報告

(ア) 実施機関は、「発見・届出状況」欄、「発見時の死体状況及び周囲の状況」欄、「総合判断」欄、「検視メモ」の1ページ22行目以下、2ページ及び3ページの全部、「見取図1」、「見取図2」並びに「人体図」（以下「発見報告公共の安全等情報1」という。）について、当該部分は、犯罪捜査等に係る着眼点などが記載されており、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

(イ) また、実施機関は、発見報告公共の安全等情報1のうち、「発見・届出状況」欄及び「発見時の死体状況及び周囲の状況」欄は、警察官が直接確認した客観的な現場の状況のみを記録するものではなく、警察官が、犯罪性の有無を判断する視点で、発見者や関係者から聴取した情報等を総合して記載するものであり、審査請求人が主張する客観的な状況の記録にとどまるものではないと主張している。

(ウ) そして、実施機関は、「総合判断」欄並びに「検視メモ」の1ページ22行目以下、2ページ及び3ページの全部については、本件に犯罪性を認めないと判断した根拠等がまとめられたものであり、犯罪捜査に係る着眼点を集約して記載したものであると主張し、また、「見取図1」、「見取図2」及び「人体図」については、犯罪捜査等に係る着眼点に基づき、犯罪性の有無を判断する要素となり得る部分を抽出して記録したものであると主張している。

(エ) そこで、当審査会で見分したところ、発見報告公共の安全等情報1には、実施機関の犯罪捜査等に係る着眼点や、当該着眼点に基づき実施機関の職員が発見者や関係者から聴取した情報、所定の項目ごとの発見時の死体の客観的な状況に関する情報等が記載されていることが認められる。

審査請求人は、発見報告公共の安全等情報1の中には客観的記録にとどまるものがあると主張しているが、発見報告公共の安全等情報1には、客観的な状況の記載であっても、犯罪捜査等においては、実施機関の職員が犯罪捜査等に係る着眼点に基づき死体の発見者や関係者から聴取した情報、死体の客観的な状況に関する情報等を比較するな

どして検討が行われるものであると考えられることから、発見報告公共の安全等情報1については、開示することにより、犯罪捜査等に係る着眼点、当該着眼点と関係する死体の客観的な状況の内容等が明らかとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断する実施機関の主張は、是認することができる。

しかし、発見報告公共の安全等情報1のうち、「発見時の死体状況及び周囲の状況」欄の「一般所見」、「具体的所見」及び「捜査事項」という項目名そのものについては、単なる項目名であり、犯罪捜査等に係る着眼点とまでは認められない。

よって、発見報告公共の安全等情報1のうち、「一般所見」、「具体的所見」及び「捜査事項」という項目名そのもの以外の部分（以下「発見報告公共の安全等情報2」という。）については、条例第14条第5号に該当すると判断する。

イ 写真撮影報告書

(ア) 実施機関は、写真及びその説明欄（以下「写真撮影報告書公共の安全等情報」という。）について、写真は、犯罪性の有無を判断する上での着眼点に基づいて撮影したものであるとともに、1枚1枚の写真単体で犯罪性の有無の判断の要素とするのみならず、撮影された状況や関係者からの供述などの捜査等と相まって、犯罪性の有無を判断するのに用いるものであるから、単に客観的な状況を機械的に記録したものととどまらないと主張している。

また、写真の説明欄については、写真撮影の着眼点などを記載したものであるから、写真撮影報告書公共の安全等情報を開示することは、犯罪行為者、犯罪企図者等に有意な情報を与え、偽装工作や証拠隠滅などを容易ならしめるなど、捜査活動に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

(イ) そこで、当審査会で見分したところ、写真撮影報告書公共の安全等情報には、犯罪捜査等に係る着眼点に基づき、死体の客観的な状況を撮影した複数枚の写真及び当該着眼点を説明した情報が記載されていることが認められる。

審査請求人は、写真撮影報告書公共の安全等情報について、少なくとも写真そのものは、客観的な状況をそのまま機械的に記録するものにすぎないと主張しているが、当該写真が死体の客観的な状況を記録するものであっても、犯罪捜査等においては、実施機関が犯罪捜査等に係る着眼点に基づき撮影した死体の写真に関する情報、当該着眼点に基づき死体の発見者や関係者から聴取した情報等を比較するなどし

て検討が行われるものであると考えられることから、写真撮影報告書公共の安全等情報については、開示することにより、当該着眼点が明らかとなり、犯罪行為者、犯罪企図者等に有意な情報を与え、偽装工作や証拠隠滅などを容易ならしめるなど、捜査活動に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は、是認することができる。

よって、写真撮影報告書公共の安全等情報は、条例第14条第5号に該当すると判断する。

(3) 捜査メモの条例第14条第3号、第4号及び第5号該当性について

ア 審査請求人は、捜査メモの不開示部分（以下「捜査メモ不開示情報1」という。）について、どの部分が条例第14条第3号から第5号までのいずれの理由によって不開示とされたものか対応関係を明らかにした上で、不開示理由に該当する情報以外を開示すべきであると主張している。

イ これに対して、実施機関は、捜査メモ不開示情報1について、開示請求者以外の個人に関する情報、法人情報等が一部では重畳して不可分的に存在し、それらの情報は、犯罪捜査等に係る具体的手法、技術、着眼点などに基づいて実施された聴取等により得られたものであるから、記載内容の全体として、条例第14条第3号から第5号までに該当すると主張している。

また、当審査会事務局職員をして、不開示とされた部分が条例に規定する不開示理由のいずれに該当するのか実施機関に確認させたところ、実施機関としては、各項目の記載の全てが犯罪捜査等の着眼点などに基づき記載されたものであることから条例第14条第5号に該当し、さらに、当該着眼点などに基づき聴取した死者の関係者及び特定の法人の職員から得た情報等が、条例第14条第3号や第4号に該当すると判断したとのことであった。

ウ そこで、以下では、まず、捜査メモの項目ごとの条例第14条第5号該当性について検討し、次に、条例第14条第3号若しくは第4号又は第3号及び第4号の該当性について検討することとする。

なお、実施機関は、平成〇〇年〇月〇〇日付け捜査メモの「1 聴取日時」の内容については、他の不開示部分との関係から不開示情報に当たらず、開示することであるから、当審査会では、当該部分の開示・不開示の妥当性については、判断しないこととする。

エ 当審査会で見分したところ、捜査メモ不開示情報1には、実施機関の職員が、再捜査の依頼を受けて行った捜査の結果を所属の警察署長に報告するために、死者の関係者及び特定の法人から聴取した内容と、それらの検討結果などについて、被聴取者の氏名、聴取日時、聴取場所等とともに記載されていることが認められる。

(ア) 平成〇〇年〇月〇〇日付け捜査メモ

a 1 ページ6行目から8行目まで

当審査会で見分したところ、1 ページ6行目から8行目までには、実施機関の職員が、死者の関係者について特定の法人に捜査を行った結果を報告する旨が当該関係者の氏名、法人名とともに記載されていることが認められる。

1 ページ6行目の1文字目から9文字目まで、7行目及び8行目は、単なる捜査結果を報告するという趣旨の記載などであり、条例第14条第5号に該当しないが、実施機関が、犯罪捜査等において誰を関係者として捜査の対象とし、どのような法人の捜査を行うのかということについては、犯罪捜査等の着眼点を示すものであり、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、同号に該当すると判断する。

また、当該関係者の氏名等については、条例14条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれかに該当する事情は認められない。

よって、1 ページ6行目から8行目までのうち、6行目の1文字目から9文字目まで、7行目及び8行目以外の部分については、条例第14条第3号本文及び第5号に該当すると判断する。

b 「2 聴取場所」

当審査会で見分したところ、「2 聴取場所」には、実施機関の職員が、特定の法人の職員から聴取を行った場所が記載されていることが認められる。

「2 聴取場所」という項目名そのものについては、単なる項目名であり、条例第14条第5号に該当しないが、実施機関が、犯罪捜査等において誰を関係者として捜査の対象とし、どのような法人の捜査を行うのかということについては、犯罪捜査等の着眼点を示すものであり、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、同号に該当すると判断する。

また、聴取を行った場所については、後述する「3 被聴取者」が所属する特定の法人の施設内の場所であり、被聴取者の個人に関する情報であると認められることから、条例第14条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれかに該当する事情は認められない。

よって、「2 聴取場所」という項目名そのもの以外の部分については、条例第14条第3号本文及び第5号に該当すると判断する。

c 「3 被聴取者」

当審査会で見分したところ、「3 被聴取者」には、実施機関の職

員が聴取を行った特定の法人の職員の氏名、役職名等が記載されていることが認められる。

「3 被聴取者」という項目名そのものについては、単なる項目名であり、条例第14条第5号に該当しないが、実施機関が、犯罪捜査等において誰を関係者として捜査の対象とし、どのような法人の捜査を行うのかということについては、犯罪捜査等の着眼点を示すものであり、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、同号に該当すると判断する。

また、「3 被聴取者」の氏名、役職名等については、被聴取者の個人に関する情報であると認められることから、条例第14条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれかに該当する事情は認められない。

よって、「3 被聴取者」という項目名そのもの以外の部分については、条例第14条第3号本文及び第5号に該当すると判断する。

d 「4 聴取者」

当審査会で見分したところ、「4 聴取者」は、聴取を行った実施機関の職員であることが認められる。

当該実施機関の職員の氏名については、既に他で開示されている情報であり、条例第14条第5号に該当しないと判断する。

e 「5 判明した事項」

当審査会で見分したところ、「5 判明した事項」には、実施機関の職員が、特定の法人の職員から聴取した死者の関係者に関する情報が記載されていることが認められる。

「5 判明した事項」という項目名そのものについては、単なる項目名であり、条例第14条第5号に該当しないが、実施機関が、犯罪捜査等において誰を関係者として捜査の対象とし、どのような法人の捜査を行うのかということについては、犯罪捜査等の着眼点を示すものであり、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、同号に該当すると判断する。

また、特定の法人の職員から聴取した死者の関係者に関する情報は、当該関係者の個人に関する情報であると認められることから、条例第14条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれかに該当する事情は認められない。

さらに、法人が実施機関の捜査上の要請を受けて関係者に関する情報を任意に提供する場合、社会通念上、当該情報については、開示し

ないとの条件を付して提供されたものであると考えられることから、実施機関の「捜査に協力があった法人等から得られた、通常、捜査以外では得られない情報であるため、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」との主張は、是認することができるものであり、特定の法人の職員が実施機関に提供した情報は、条例第14条第4号に該当すると判断する。

よって、「5 判明した事項」という項目名そのもの以外の部分については、条例第14条第3号から第5号までに該当すると判断する。

(イ) 平成〇〇年〇月〇日付け捜査メモ

a 1 ページ6行目から7行目まで

当審査会で見分したところ、1 ページ6行目から7行目までは、捜査結果を報告するという単なる趣旨の記載などであり、条例第14条第5号に該当しないと判断する。

b 「1 事案の概要」

当審査会で見分したところ、「1 事案の概要」には、実施機関の職員が行った捜査の内容や、捜査の対象とされた死者の関係者に関する情報の記載などと併せて、事案の概要が記載されていることが認められる。

「1 事案の概要」という項目名そのものについては、単なる項目名であり、条例第14条第5号に該当しないが、実施機関が、犯罪捜査等において誰を関係者として捜査の対象とし、どのような捜査を行うのかということについては、犯罪捜査等の着眼点を示すものであり、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、同号に該当すると判断する。

また、捜査の対象とした死者の関係者に関する情報は、当該関係者の個人に関する情報であると認められることから、条例第14条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれかに該当する事情は認められない。

よって、「1 事案の概要」という項目名そのもの以外の部分については、条例第14条第3号本文及び第5号に該当すると判断する。

c 「2 死者」

当審査会で見分したところ、「2 死者」に記載されている情報は、審査請求人の子に関する情報であることが認められる。

当該情報は、既に他で開示されている情報であり、条例第14条第5号に該当しないと判断する。

d 「3 関係者」

当審査会で見分したところ、「3 関係者」には、実施機関が捜査において関係者とした者に関する情報が、氏名、生年月日等とともに記載されていることが認められる。

「3 関係者」という項目名そのものについては、単なる項目名であり、条例第14条第5号に該当しないが、実施機関が、犯罪捜査等において誰を関係者とするのかということについては、犯罪捜査等の着眼点を示すものであり、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、同号に該当すると判断する。

また、捜査において関係者とされた者の氏名、生年月日等については、当該関係者の個人に関する情報であると認められることから、条例第14条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれかに該当する事情は認められない。

よって、「3 関係者」という項目名そのもの以外の部分については、条例第14条第3号本文及び第5号に該当すると判断する。

e 「4 捜査の経過」

当審査会で見分したところ、「4 捜査の経過」には、実施機関の職員が行った捜査の経過について、死者の関係者から聴取した情報の記載などと併せて記載されていることが認められる。

「4 捜査の経過」という項目名そのものについては、単なる項目名であり、条例第14条第5号に該当しないが、実施機関が、犯罪捜査等において誰を関係者としてどのような内容を聴取するのかということについては、犯罪捜査等の着眼点を示すものであり、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、同号に該当すると判断する。

また、死者の関係者から聴取した情報は、当該被聴取者の個人に関する情報であると認められることから、条例第14条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれかに該当する事情は認められない。

よって、「4 捜査の経過」という項目名そのもの以外の部分については、条例第14条第3号本文及び第5号に該当すると判断する。

f 「5 捜査事項」

当審査会で見分したところ、「5 捜査事項」には、実施機関の職員が、特定の法人から聴取した死者の関係者に関する情報、死者の関係者から聴取した死者本人に関する情報などが記載されていることが認められる。

「5 捜査事項」という項目名そのものについては、単なる項目名

であり、条例第14条第5号に該当しないが、実施機関が、犯罪捜査等において誰を関係者として捜査の対象とし、どのような法人の捜査を行うか、また、誰を関係者として聴取を行うのかということについては、犯罪捜査等の着眼点を示すものであり、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、同号に該当すると判断する。

また、特定の法人の職員から聴取した死者の関係者に関する情報は、当該関係者の個人に関する情報であり、また、死者の関係者から聴取した情報は、当該被聴取者の個人に関する情報であると認められることから、それぞれ条例第14条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれかに該当する事情は認められない。

さらに、特定の法人の職員から聴取した情報が、条例第14条第4号に該当することについては、上記（ア）のeのとおりである。

よって、「5 捜査事項」という項目名そのもの以外の部分については、条例第14条第3号から第5号までに該当すると判断する。

g 「6 捜査の結果」

当審査会で見分したところ、「6 捜査の結果」には、実施機関の職員が行った捜査の結果と当該内容を検討した情報などが記載されていることが認められる。

「6 捜査の結果」という項目名そのものについては、単なる項目名であり、条例第14条第5号に該当しないが、実施機関が、犯罪捜査等においてどのような捜査を行い、当該捜査の結果をいかに検討するのかということについては、犯罪捜査等の着眼点を示すものであり、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、同号に該当すると判断する。

よって、「6 捜査の結果」という項目名そのもの以外の部分については、条例第14条第5号に該当すると判断する。

(ウ) 小括

以上により、捜査メモ不開示情報1のうち、別表の平成〇〇年〇月〇〇日付け捜査メモ及び平成〇〇年〇月〇日付け捜査メモの「開示相当部分」欄に掲げる部分は、条例第14条第5号に該当しないと判断する。

また、捜査メモ不開示情報1のうち、同号に該当すると判断した部分（以下「捜査メモ不開示情報2」という。）については、「6 捜査の結果」の部分を除き、同号及び同条第3号に重疊的に該当し、又は同条第3号から第5号までに重疊的に該当すると認められる。

なお、上記ウで述べたとおり、平成〇〇年〇月〇〇日付け捜査メモの「1 聴取日時」の開示・不開示の妥当性については判断しない。

(4) 死体(変死体)発見報告、写真撮影報告書及び捜査メモに共通する主張

ア 審査請求人は、条例第14条第5号該当性について、審査請求書において、「審査請求人は〇〇〇〇〇の父であり、仮に〇〇〇〇〇に関する写真撮影報告書が開示された場合に、同文書を正当な理由もなく第三者に閲覧させるなどということはありません、開示文書が公になることは考え難い。」、「審査請求人自らが再捜査を依頼しているという事実経過によっても明らかなおとおり、審査請求人自身が犯罪行為者又は犯罪企図者に当たるものでもない。」及び「審査請求人に開示がされたとしても、『これが公になると犯罪行為者又は犯罪企図者等に有意な情報を与え、偽装工作や証拠隠滅などを容易ならしめるなど、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。』とはいえないことは明らかである。」と主張している。

イ しかし、犯罪捜査等における非犯罪死であるとの判断は、捜査の結果、その判断の時点において判明し把握し得た情報をもとに行ったものにはすぎないのであり、一旦は犯罪によるものではないと判断されても、事後、その判断が固定されるわけではなく、後に新たに判明した事情によって、犯罪によるものとの疑いが生じる可能性も否定することはできない。

また、現に自殺や事故を装った犯罪も存在することから、発見報告公共の安全等情報2、写真撮影報告書公共の安全等情報及び捜査メモ不開示情報2のような情報が開示されると、実施機関が犯罪に起因するものかどうかを検討し判断する際の具体的手法、技術、着眼点などが明らかとなり、その結果、犯罪行為者、犯罪企図者等による偽装工作や証拠隠滅に利用されるおそれがあり、これらが犯罪の予防や捜査等の支障となることは明らかであると認められる。

ウ 以上の理は、開示請求者が保有個人情報の対象者(死者)の親族であっても異なるものではなく、審査請求人が犯罪行為者又は犯罪企図者ではないこと及び開示された情報を公にすることは考え難いといった事情があるかどうかにかかわらず、条例第14条第5号に該当するとした実施機関の本件処分は、妥当であると認められる。

(5) 条例第14条第7号該当性について

実施機関は、死体(変死体)発見報告の「警察署検視責任者」欄に記載された警電番号について、条例第14条第7号に該当するとしている。

同号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、これを不開示とす

るものと定めている。

警電番号は、警察組織内の連絡用として設置された警察電話の番号であって、一般には公表されておらず、開示すれば、特定の警察職員に対する誹謗中傷、業務妨害等を目的とする架電により、警察業務における必要な連絡又は突発的な事案への対応等に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

よって、「警察署検視責任者」欄の警電番号を開示すると今後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第14条第7号に該当すると判断する。

3 不開示理由の付記について

- (1) 審査請求人は、本件処分のうち、実施機関が条例第14条第5号に該当するとした死体（変死体）発見報告、写真撮影報告書及び捜査メモについて、不開示決定をするに当たっては、不開示部分がどのような意味で犯罪捜査に係る具体的手法等を記載したものに当たるのかといった具体的な根拠が必要であり、これを実施機関が説明する必要があると主張している。

また、審査請求人は、本件処分のうち、実施機関が条例第14条第3号及び第4号に該当するとした捜査メモについて、同条第3号に該当する理由については、開示請求者以外の個人に関する情報であるとの条文の前半の部分のみの説明となっており、同条第4号に該当する理由については、法人が通例として開示しないことを前提に提供した情報であるとの条文の一部を述べるにとどまっていると主張している。

さらに、審査請求人は、捜査メモのように複数の不開示部分があり、複数の不開示理由に該当する場合、それぞれの対応関係が分かるように記載する必要があるとして、本件処分における理由の付記は不十分であるとの主張をしている。

なお、審査請求人は、条例第14条第5号の趣旨は、実施機関に広範な裁量をゆだねる趣旨ではなく、実施機関が同号に該当すると判断した場合には、当該判断の公正妥当を担保するに足りる、具体的な事実関係に基づく具体的な根拠を示す必要があると主張しているが、審査請求人の当該主張は、本件処分における条例第14条第5号に該当する理由の付記が不十分であり、審査請求人の主張する程度の理由が付記されるべきとの主張と解される。

- (2) まず、実施機関の死体（変死体）発見報告、写真撮影報告書及び捜査メモに係る条例第14条第5号に該当する理由の付記について、検討することとする。

不開示決定通知書に付記すべき理由の程度については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決において、「開示請求者において、・・・所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに知り得るものでなければなら・・・ない。」とされている。

また、名古屋高等裁判所金沢支部平成28年9月28日判決は、警察が保有する捜査指揮簿等が対象文書となっており、公共の安全等に係る情報として不開示となっている点において、本件処分と事案の類型が同様であるということが出来るが、同判決においては、条例第14条第5号と同趣旨の規定である富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条第4号に基づく非開示決定に係る理由の付記について、「同号が、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非開示情報として規定していることに鑑みると、非開示とされた部分が本件条例7条4号の非開示情報に該当する旨示されるとともに、当該非開示部分に記載された情報の内容及び当該非開示部分が開示された場合に想定される弊害の内容が記載されていれば、開示請求者は、当該処分庁がいかなる根拠により同号の非開示情報に該当すると判断して非開示又は部分開示決定がされたのかを知ることが出来るというべきである。」とされている。

これを本件についてみるに、本件通知書の別紙の「理由」の欄には、「犯罪捜査等に係る具体的手法、技術、着眼点などが記載されており、これが公になると犯罪行為者又は犯罪企図者等に有意な情報を与え、偽装工作や証拠隠滅などを容易ならしめるなど、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。」と記載されており、不開示部分に記載されている情報の内容と、当該不開示部分が開示された場合に想定される弊害の内容が記載されていると認められる。

また、実施機関が審査請求人の主張するような内容を不開示決定の理由として付記することは、犯罪捜査等の着眼点、犯罪行為者等としている者の範囲、犯罪行為者等にとっての偽装工作や証拠隠滅を容易ならしめる手段などを示すことにつながるものと認められ、結果として、捜査活動に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第14条第5号の規定に基づき不開示とすべき情報の内容を明らかにすることになると考えられる。

「詳解 情報公開法」（総務省行政管理局編）の101ページにおいても、不開示決定の理由については、「不開示情報の内容が明らかにならない限度において」示すことになるとされており、上記の審査請求人の

主張を採用することはできない。

- (3) 次に、実施機関が捜査メモは条例第14条第3号及び第4号に該当するとした理由の付記について、検討することとする。

上記最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決においては、「開示請求者において、・・・所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、・・・理由付記としては十分では・・・ない。」とされている。

また、東京地方裁判所平成16年4月23日判決においては、当該事案における不開示決定通知書に記載された対象文書の名称と不開示の理由の記載とを合わせ読めば、情報公開法の所定の規定に基づいて不開示決定がされたことを容易に知り得るはずであるとして、理由付記に不備はないとされている。

すなわち、不開示の理由の付記については、不開示決定通知書や部分開示決定通知書の理由の欄に記載された不開示の理由だけでなく、当該通知書に記載された開示することができない部分を特定する記載（本件処分にあつては、本件通知書の別紙の「部分の概要」欄の記載）と合わせ読めば、開示請求者が不開示の理由を知り得る程度の記載がされているような場合は、不開示の理由の付記として不備があるということにはならないと解される。

これを本件についてみるに、本件通知書の別紙には、開示することができない部分の概要として、「平成〇〇年〇月〇〇日付け捜査メモ」及び「平成〇〇年〇月〇日付け捜査メモ」との記載があることから、審査請求人は、捜査結果に係る情報であることを知ることができるものと認められる。

また、条例第14条第3号及び第4号に該当する理由として、「開示請求者以外の個人に関する情報」及び「法人等が通例として開示しないことを前提に提供した情報が含まれているため」と記載されるとともに、条例第14条第5号に該当する理由として、「犯罪捜査等に係る具体的手法、技術、着眼点などが記載されており、これが公になると犯罪行為者又は犯罪企図者等に有意な情報を与え、偽装工作や証拠隠滅などを容易ならしめるなど、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。」と記載されている。

これらの記載を合わせ読めば、開示請求者において、犯罪捜査等に係る具体的手法、技術、着眼点などに基づき特定の個人、法人等に対する捜査が行われ、その結果を記載した捜査メモ不開示情報1に条例第14

条第3号及び第4号に該当する情報が含まれることを知り得ることができるものと考えられる。

- (4) 次に、捜査メモのように複数の不開示部分があり複数の不開示理由に該当する場合の理由の付記について、検討することとする。

審査請求人は、複数の不開示部分があり、複数の不開示理由に該当する場合それぞれの対応関係が分かるように記載する必要があると主張しているが、捜査メモ不開示情報2には、不開示情報が不可分的に記載されている部分があることが認められ、それらの部分は、条例第14条第5号及び第3号に重疊的に該当するか、又は条例第14条第3号から第5号までに重疊的に該当することは、上記2の(3)のエ(19ページから25ページまで)のとおりである。

このような場合、不開示とした情報と、不開示の根拠規定及び理由との対応関係を逐一記載せず、本件通知書の別紙のような記載とすることも、やむを得ないと考えられる。

- (5) 以上のことから、本件処分の理由の付記の程度について、違法又は不当とはいえない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
平成30年5月23日	諮問受理
平成30年6月25日	事案の説明（平成30年度第1回審査会第二部会）
平成30年7月30日	審査（平成30年度第2回審査会第二部会）
平成30年9月7日	審査（平成30年度第3回審査会第二部会）
平成30年10月15日	審査（平成30年度第4回審査会第二部会）
平成30年11月15日	審査（平成30年度第5回審査会第二部会）
平成31年1月30日	審査（平成30年度第6回審査会第二部会）
平成31年3月11日	審査（平成30年度第7回審査会第二部会）

別表

行政文書の名称	不開示部分	不開示理由	条例第14条該当号	開示相当部分
死体（変死体）発見報告	<ul style="list-style-type: none"> ○「発見者」欄 ○「届出者」欄のうち、氏名 ○「家庭・家族、続柄・職業、氏名・年齢」欄のうち一部 ○「身元確認の手段・結果」欄 ○「検案」欄の医師の氏名及び当該医師の属する専門科 ○「死体引渡し」欄 ○「遺族への説明」欄の一部 ○「検視メモ」 <ul style="list-style-type: none"> ・書類右上余白部分 ・「1 死者方の家族構成」記載部分のうち4行目及び6行目から8行目までの一部 ・1ページ15行目の一部 ・「2 死者の病歴関係」記載部分のうち一部 ○「変死体現場臨場者」欄の氏名の一部 	<p>当該部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であるため。</p> <p>なお、警察職員については、氏名を慣行として公にしている範囲は、警部又は同相当職以上の職員である。</p>	第3号	<ul style="list-style-type: none"> ○「届出者」欄のうち、氏名 ○「家庭・家族、続柄・職業、氏名・年齢」欄のうち、死者の妻の職種、子の学年等 ○「死体引渡し」欄のうち、死体引渡しの時刻 ○「検視メモ」の「1 死者方の家族構成」記載部分の4行目及び6行目から8行目までのうち、死者の妻の職種、子の学年等
	<ul style="list-style-type: none"> ○「発見・届出状況」欄 ○「発見時の死体状況及び周囲の状況」欄 ○「総合判断」欄 ○「検視メモ」 <ul style="list-style-type: none"> ・1ページ22行目以下 ・2ページ及び3ページの全部 ○見取図1、見取図2、人体図 	<p>当該部分は、犯罪捜査等に係る具体的手法、技術、着眼点などが記載されており、これが公になると犯罪行為者又は犯罪企図者等に有意な情報を与え、偽装工作や証拠隠滅などを容易ならしめるなど、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。</p>	第5号	<ul style="list-style-type: none"> ○「発見時の死体状況及び周囲の状況」欄のうち、「一般所見」、「具体的所見」及び「捜査事項」という項目名そのもの
	<ul style="list-style-type: none"> ○「警察署検視責任者」欄の警電番号 	<p>当該部分は、警察組織内の連絡用として設置された警察電話の番号であって、公にすることにより、特定の警察職員に対する誹謗中傷、業務妨害等を目的とする架電により、通常業務における必要な連絡又は突発的な事案への対応等に支障を及ぼすおそれがある。</p>	第7号	

写真撮影 報告書	○書類作成者の氏名 ○「6立会い医師」の氏名	当該部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であるため。 なお、警察職員については、氏名を慣行として公にしている範囲は、警部又は同相当職以上の職員である。	第3号	
	○写真及びその説明欄	当該部分は、犯罪捜査等に係る具体的手法、技術、着眼点などが記載されており、これが公になると犯罪行為者又は犯罪企図者等に有意な情報を与え、偽装工作や証拠隠滅などを容易ならしめるなど、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。	第5号	
平成〇〇年〇月〇日付け 捜査メモ	○平成〇〇年〇月〇〇日付け捜査メモ	当該部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、また、犯罪捜査等に係る具体的手法、技術、着眼点などが記載されており、これが公になると犯罪行為者又は犯罪企図者等に有意な情報を与え、偽装工作や証拠隠滅などを容易ならしめるなど、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。	第3号 第4号 第5号	○1 ページ6行目の1文字目から9文字目まで、7行目、8行目、「2 聴取場所」という項目名そのもの、「3 被聴取者」という項目名そのもの、「4 聴取者」及び「5 判明した事項」という項目名そのもの
平成〇〇年〇月〇日付け 捜査メモ	○平成〇〇年〇月〇日付け捜査メモ	さらには、法人等が通例として開示しないことを前提に提供した情報が含まれているため。		○1 ページ6行目、7行目、「1 事案の概要」という項目名そのもの、「2 死者」、「3 関係者」という項目名そのもの、「4 捜査の経過」という項目名そのもの、「5 捜査事項」という項目名そのもの及び「6 捜査の結果」という項目名そのもの